

図書館情報メディア系紀要内規

平成 24 年 3 月 21 日
図書館情報メディア系運営委員会

改正 平成 26 年 7 月 16 日

(目的)

- 1 この内規は、図書館情報メディア系紀要（以下「紀要」という）の編集、発行等について必要な事項を定めることにより、図書館情報メディア系（以下「系」という。）における学術研究成果を広く内外に発表することを目的とする。

(名称)

- 2 紀要の名称は「図書館情報メディア研究」とする。

(発行等)

- 3 紀要は、印刷出版物として発行するほか、必要に応じて電子媒体及びネットワーク媒体等を用いて発行できるものとする。
- 4 紀要は、原則として、毎年9月及び3月に発行する。

(編集委員会)

- 5 研究専門委員会研究報告編集グループは図書館情報メディア研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置し、紀要の編集、発行を行う。

(委員長等)

- 6 編集委員会に、委員長を置き、研究専門委員会研究報告編集グループ主査をもって充てる。
- 7 委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(投稿資格)

- 9 紀要に投稿できる者は、当該論文の著者で、かつ、次の各号の一に掲げる者とする。
 - (1) 系の教員（兼務教員及び客員教員を含む。）
 - (2) 本学の名誉教授（退職時の所属が系、図書館情報メディア研究科又は図書館情報学系であった者に限る。）及び図書館情報大学の名誉教授
 - (3) 知識情報・図書館学類、情報メディア創成学類又は図書館情報メディア研究科の授業を担当する教員及び非常勤講師
 - (4) 図書館情報メディア研究科に在学する学生のうち、当該研究指導教員の推薦を受けた者（第1号から第3号までの者との共著の場合を除く。）
 - (5) その他編集委員会が認めた者

(投稿)

- 10 紀要に投稿する者は、別に定める要領に基づき、当該論文を編集委員会に提出する。

(二重投稿の禁止)

- 11 投稿はオリジナルに限るものとし、二重投稿を禁止する。

(採否)

- 12 編集委員会は、編集委員会が依頼した査読者による査読を経て、前項の論文の採否を決定する。

(事務)

- 13 紀要に関する事務は、図書館情報エリア支援室が行う。

(その他)

- 14 この内規に定めるもののほか、紀要の編集、発行等に関し必要な事項は別に定める。

附 記

- 1 この内規は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 図書館情報メディア研究科紀要内規[図書館情報学系教員会議制定(平成15年3月14日)]は廃止する。

附 記

この内規は、平成26年7月16日から実施する。